

(2) 第4次伊奈町地球温暖化対策  
実行計画（事務事業編）  
【改訂】概要について

## (2) - 1 計画改訂の必要性について

### 1 計画見直し時期

- 現行計画では令和7年度に中間見直しを行うことが定められており、本年度はその見直しに該当する。

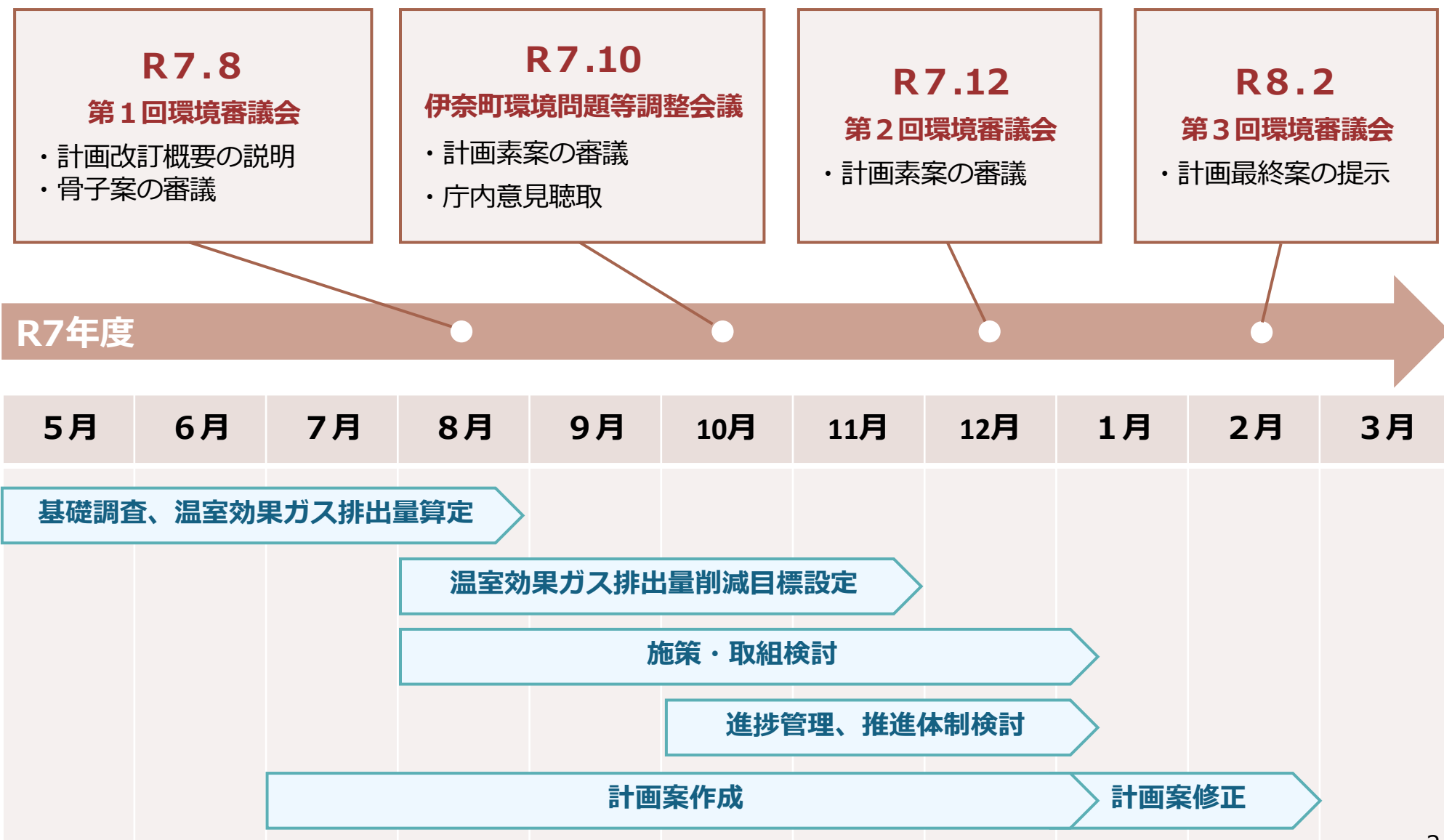
### 2 国内の動向

- 令和2（2020）年、内閣総理大臣が所信表明において、2050年カーボンニュートラルを表明した。
- 令和3（2021）年には政府実行計画が閣議決定され、2013年度を基準として、政府全体の温室効果ガス排出量を2030年度までに50%削減するという目標が設定された。
- 令和7（2025）年2月に、政府実行計画が改定され、**下記のような新たな目標や取組が追加された。**

目標	<b>2035年度、2040年度</b> において温室効果ガスを2013年度からそれぞれ <b>65%、79%削減</b> [現行計画の2030年度50%削減（2013年度比）の直線的な経路として設定]
取組	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、<b>2040年度までに100%設置</b>を目指す。</li><li>■ 2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再生エネルギーとし、<b>2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力</b>とする。 など</li></ul>

上記を踏まえ、  
温室効果ガス排出量削減目標、排出削減の施策等を再検討する必要があることから  
**令和7年度に第4次伊奈町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を改訂します。**

## (2) - 2 スケジュール

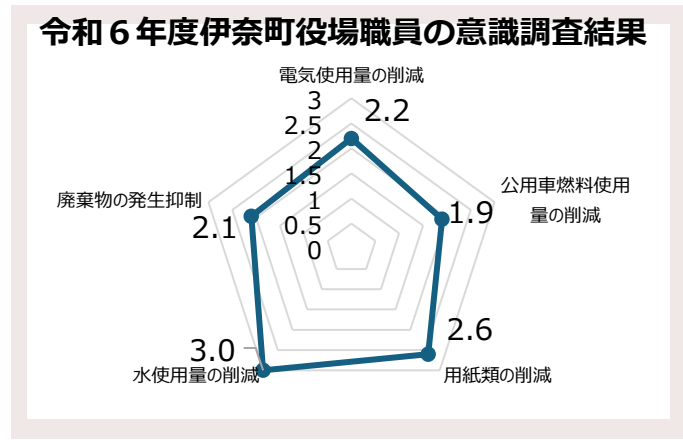


# (3) 第4次伊奈町地球温暖化対策 実行計画（事務事業編）の 令和6年度進捗状況について

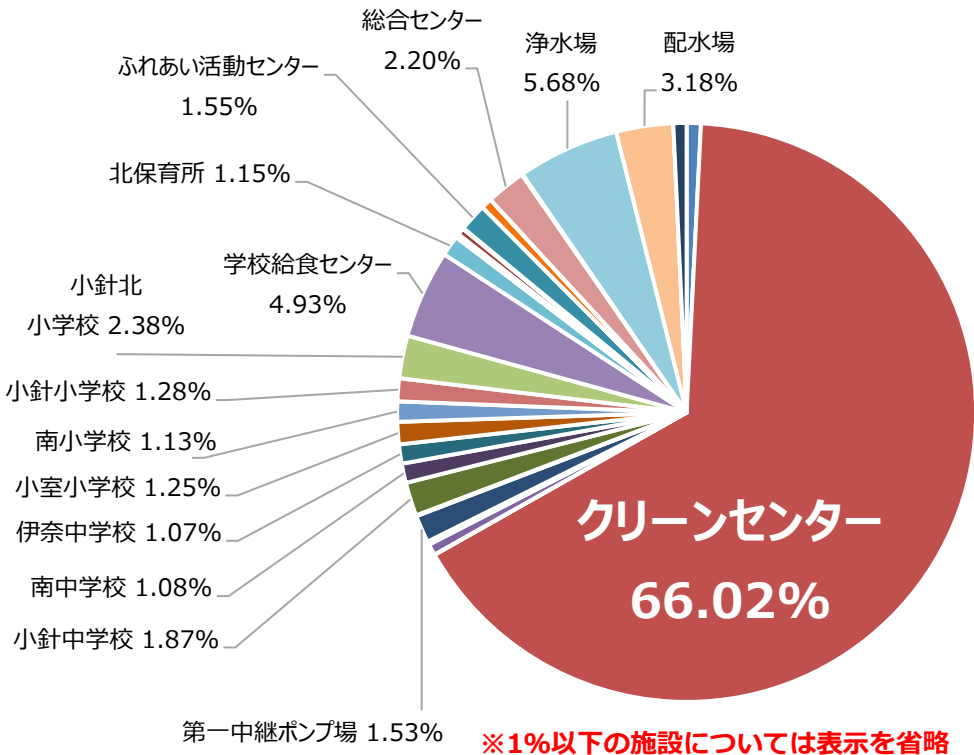
# (3) 第4次伊奈町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の令和6年度進捗状況

## (3) - 1 令和6年度温室効果ガスの排出状況

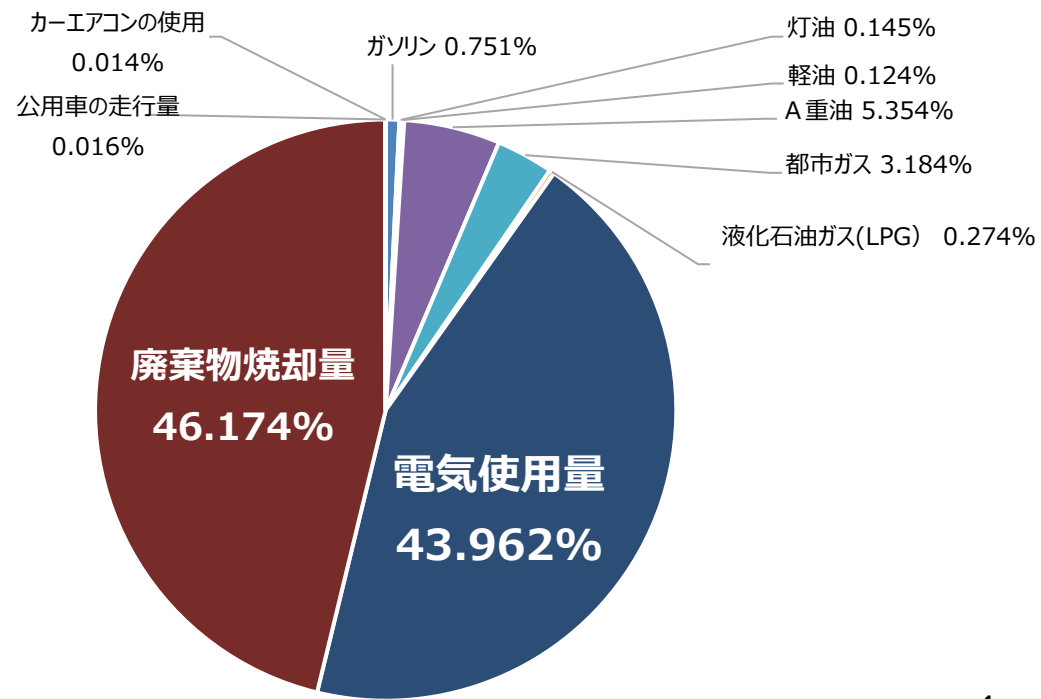
- 令和6（2024）年度の温室効果ガスは **6,824,316kg-CO<sub>2</sub>** であった。
- 職員の意識調査では、**水使用量の削減が満点（3.0点）**となった。
- 廃棄物焼却による排出量が全体の約46%、次いで電力使用による排出量が約44%を占めている。
- 施設別ではクリーンセンターの排出量が4,505,540kg-CO<sub>2</sub>であり、全体の66.02%を占めている。



施設別排出量割合



エネルギー種別排出量割合

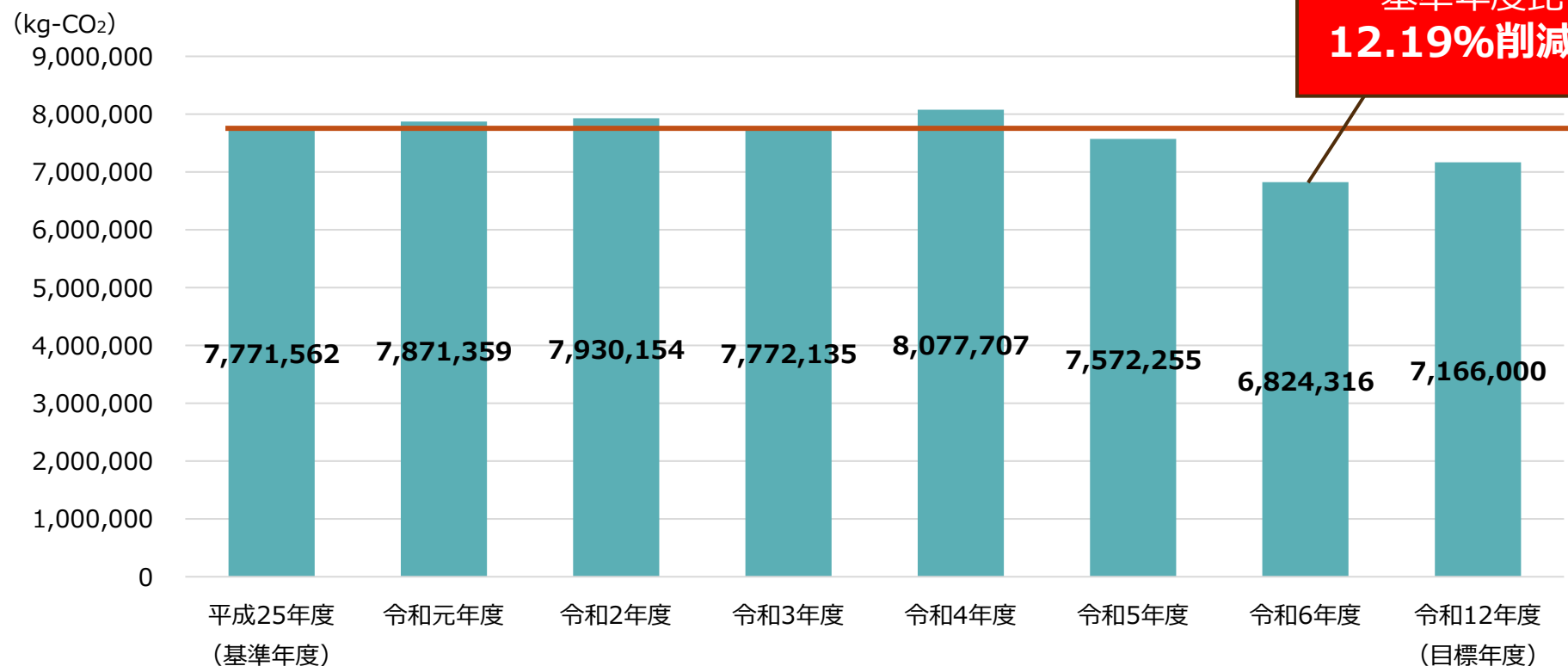


## (3) - 2 第4次計画（中間）の取組の成果

### 前提

令和12（2030）年度における温室効果ガス排出量の目標値は平成25（2013）年度比7.8%削減（7,166,000kg-CO<sub>2</sub>）と設定。

- 令和6年度時点で、基準年度から**12.19%削減し令和12年度の温室効果ガス排出量目標値を達成**した。
- 基準年度と比較し、都市ガスを除く燃料使用量および電気使用量の減少、排出係数および温暖化係数の改正があり、総排出量が減少した。



第4次計画期間の温室効果ガス排出量の推移

(4) 第4次伊奈町地球温暖化対策  
実行計画（事務事業編）  
【改訂版】 骨子案について

## (4) - 1 現行計画との比較（構成）

現行計画

### 第1章 背景

- 1 地球温暖化問題
- 2 日本の現状
- 3 国際的な取組と日本の対応
- 4 埼玉県の取組
- 5 伊奈町の取組と成果

### 第2章 計画の基本的事項

- 1 計画の目的
- 2 計画の範囲
- 3 対象とする温室効果ガス
- 4 計画期間、基準年度
- 5 上位計画との位置づけ

### 第3章 温室効果ガス排出量

- 1 事務・事業の範囲における温室効果ガス排出量の算定方法

### 第4章 目標と基本方針

- 1 数値的な目標
- 2 目標達成に向けた取組の基本方針

### 第5章 具体的な取組

- 1 削減目標達成に向けた直接的な取組【緩和策】
- 2 削減目標達成に向けた間接的な取組【緩和策】

### 第6章 計画の推進

- 1 推進体制
- 2 目標値の達成度評価と取組の進捗状況の点検・評価・見直し
- 3 計画の実施状況の公表

資料編

第4次計画改訂骨子案

### 第1章 背景

- 1 地球温暖化問題
- 2 日本の現状
- 3 国際的な取組と日本の対応
- 4 埼玉県の取組
- 5 伊奈町の取組と成果

### 第2章 計画の基本的事項

- 1 計画の目的
- 2 計画の範囲
- 3 対象とする温室効果ガス
- 4 計画期間、基準年度
- 5 上位計画との位置づけ

### 第3章 温室効果ガス排出量

- 1 **基準年度における温室効果ガス排出量**
- 2 **現況年度における温室効果ガス排出量**

### 第4章 目標と基本方針

- 1 **温室効果ガス排出量の削減に関する目標**
- 2 目標達成に向けた取組の基本方針

### 第5章 具体的な取組

- 1 **削減目標達成に向けた取組【緩和策】**

### 第6章 計画の推進

- 1 推進体制
- 2 取組の進捗状況の点検・評価・見直し
- 3 計画の実施状況の公表

資料編



## (4) - 2 計画案

### 第1章 背景

#### 1 地球温暖化問題

- 地球温暖化のメカニズム
- 年平均気温は、100年あたり世界で0.76℃、日本で1.35℃の割合で上昇
- IPCC第6次報告書（令和3（2021）年）では、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がない」

#### 2 日本の現状

- 日本における温室効果ガスの推移

#### 3 国際的な取組と日本の対応

- パリ協定やIPCC「1.5℃特別報告書」による国際的な機運の高まりについて
- 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正（令和4（2022）年）や地球温暖化対策計画の改定（令和7（2025）年2月）について

#### 4 埼玉県の取組

- 第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和7（2025）年）の改定

#### 5 伊奈町の取組と成果

- これまでの取組概要、成果

## 第2章 計画の基本的事項

### 1 計画の目的

- 町が自らの事務・事業に伴って排出する温室効果ガス排出量の削減に率先して取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図る

### 2 計画の範囲

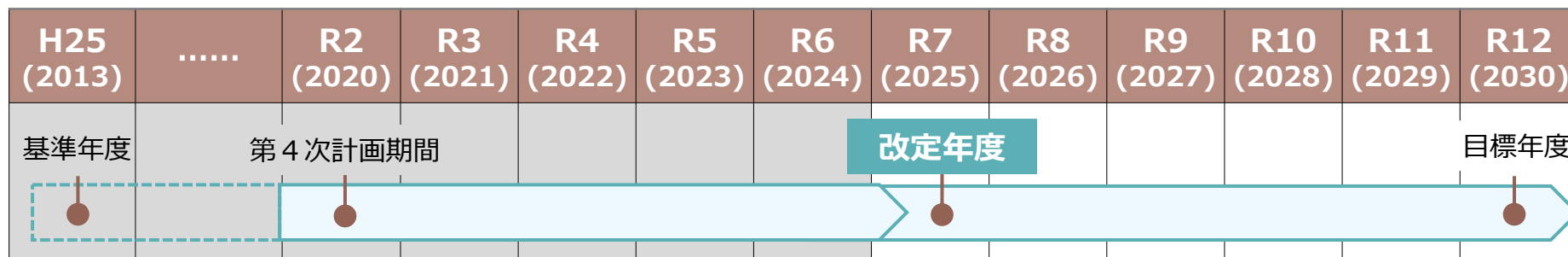
- 町が行う事務・事業のすべて（出先機関を含めたすべての組織や施設を対象）

### 3 対象とする温室効果ガス

- 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）

### 4 計画期間、基準年度

- 計画期間は令和2（2020）年度から令和12（2030）年度の11年間
- 基準年度は平成25（2013）年度



### 5 上位計画との位置づけ

- 地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定
- 伊奈町総合振興計画、第3次伊奈町環境基本計画の理念に則り、伊奈町の職員一人一人が地球温暖化対策に取り組むための具体的な指標を示し、町が自ら排出する温室効果ガス排出量の削減を図るための行動計画として位置づけ

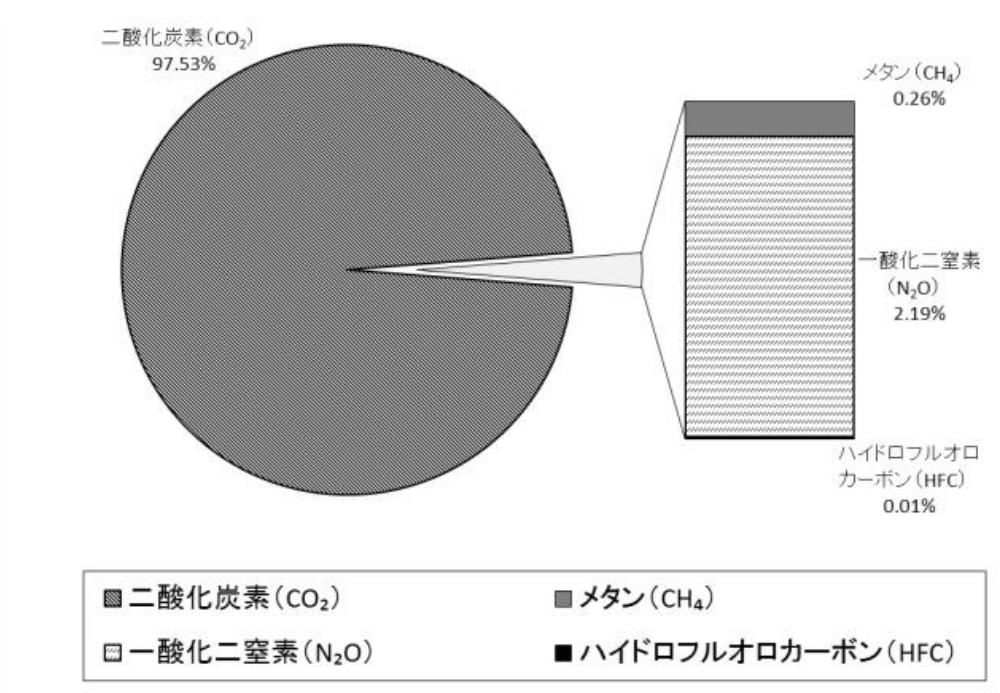
### 第3章 温室効果ガス排出量

#### 1 基準年度における温室効果ガス排出量

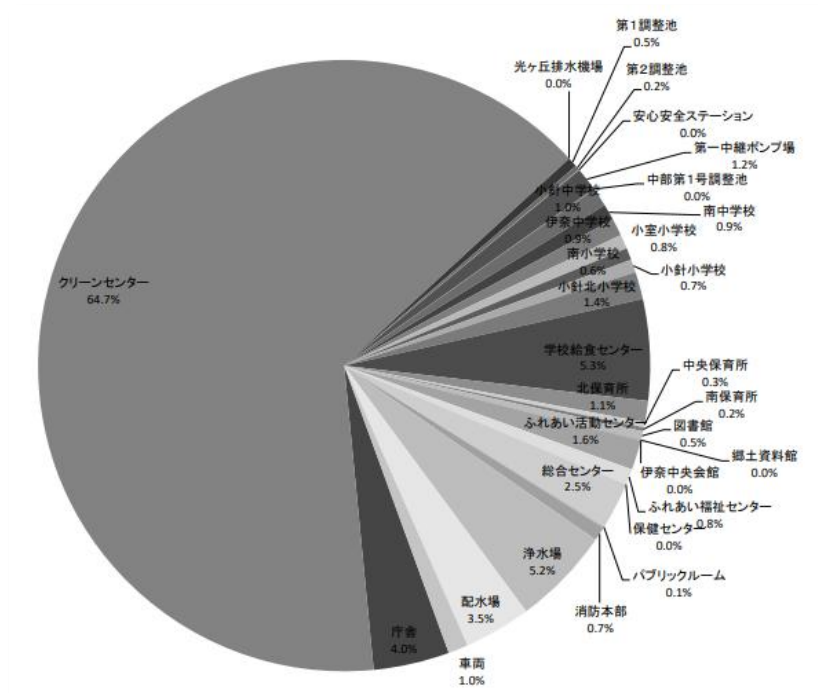
- 現行計画の内容を踏襲

#### 2 現況年度における温室効果ガス排出量

- 令和6（2024）年度の温室効果ガス排出量について、基準年度にて作成しているグラフや表を現況年度でも作成。
- 基準年度の排出量だけではなく、現況年度の温室効果ガス排出量のセクションを設けることで、第4章の計画目標、第5章の取組へのつながりが明確になり、**一貫性と理解のしやすさを高める構成**に変更。



温室効果ガス種類別排出量割合（基準年度）

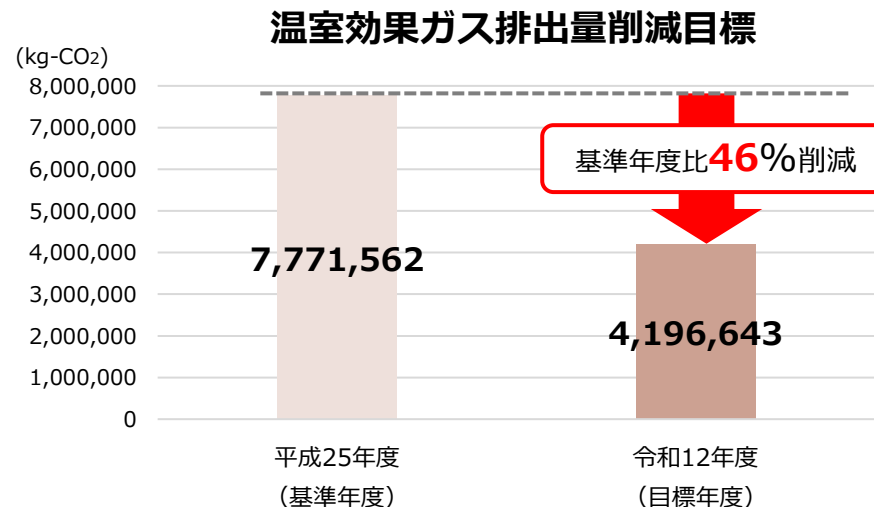


施設別温室効果ガス排出量割合（基準年度）

## 第4章 目標と基本方針

### 1 温室効果ガス排出量の削減に関する目標

基準年度比 **46%削減**



### 2 目標達成に向けた取組の基本方針

- 重要なポイントが一目で把握できるよう、複雑化していた基本方針を再整理し、構成や表現をスリム化

#### 現行計画の目標達成に向けた取組の基本方針

- ① 電気及び燃料使用量の削減
- ② 物品やサービス等の購入・使用にあたっての配慮
- ③ 公共施設の建築、管理等にあたっての配慮
- ④ 職員に対する情報提供
- ⑤ 計画の進捗状況の点検、評価、見直し
- ⑥ 住民とのコミュニケーションの促進

#### 改訂案の目標達成に向けた取組の基本方針

- ① 省エネルギー行動
- ② 再生可能エネルギーの導入
- ③ 総合的な取組

## 第5章 具体的な取組

### 1 削減目標達成に向けた取組【緩和策】

- 職員が取組を実施しやすいよう、直接的・間接的取組を一本化
- 基本方針ごとに取組を記載

目標達成に向けた取組の基本方針
① 省エネルギー行動
② 再生可能エネルギーの導入
③ 総合的な取組



省エネルギー行動	
1	照明用電力使用量の削減
2	公用車の適正利用
3	..
4	..
5	..

※具体的な取組については  
第2回環境審議会にて  
お示しします。

## 第6章 計画の推進

### 1 推進体制

- 通常の執行体制の中で当然に取り組むべきものとして体制を整理する。
- 第3次伊奈町環境基本計画の町部分を踏襲し、庁外組織として「伊奈町環境審議会」を追加する。

### 2 取組の進捗状況の点検・評価・見直し

- 毎年、本計画の実行状況を調査。
- 計画の進捗状況の把握を行い、点検・評価を実施する。
- 点検結果により、目標や取組事項を適宜見直す。

### 3 計画の実施状況の公表

- 温室効果ガスの総排出量を職員・町民・事業者へ公表し、町民の模範となるよう努める。

